

資料編

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)(抜粋)
日本政策投資銀行中期政策方針(平成17年度～19年度)
中期政策方針(平成14年度～16年度)記載事項に係る
業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告)(抜粋)
運営評議員会の開催実績概要
平成16年度政策金融評価報告書の概要
日本政策投資銀行投融資指針(主要部分)
投融資制度について
日本政策投資銀行 環境方針
個人情報保護宣言
役員
組織図
沿革
本支店事務所等所在地
本支店事務所等照会先

第1条(目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

第4条(資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第8条(役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第19条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第20条(業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであってはならない。
- イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する

事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

- ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

- 二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

- 3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第21条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

- 2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

第22条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」とい

う。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。
- 3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。
- 4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第23条(投融资指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融资指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融资指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第24条(運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

- 2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。
- 3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。
- 4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。
- 5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、四年とする。

第28条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第41条(利益金の処分及び国庫納付金)

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
- 4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第42条(資金の借入れ等)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金を行うことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金を行うことができる。
- 5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れを行うことができる。

第43条(日本政策投資銀行債券の発行)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

◆参 考 (役員の給与および退職手当の支給に関する基準)

1.社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2.役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

3.役員給与

(1) 報酬

報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

(2) 特別調整手当

特別調整手当は報酬に100分の12を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

(3) 特別手当

特別手当は、1月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に支給する。国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する特別手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

(4) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4.役員退職手当

(1) 退職手当は、当該役員の在職期間1月につき、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に総裁が別に定める委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。

(2) 総裁は、上記委員会が業績勘案率の決定を行う場合、退職手当の支給に当たりあらかじめ財務大臣に通知する。

(3) 国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

5.就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6.その他

(1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。

(2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額(単位：千円)

総裁	1,301
副総裁	1,187
理事	999
監事	824

2. 特別手当の支給率

支給率3.30ヶ月／年

$$\text{特別手当} = [(\text{報酬月額} + \text{特別調整手当}) + (\text{報酬月額} \times 0.25) + \{(\text{報酬月額} + \text{特別調整手当}) \times 0.2\}] \times \text{支給率}$$

平成17年3月31日

平成17年度から平成19年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

I. 日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方

1. 我が国においては、少子高齢化が進展する中、持続的な経済成長軌道を確立するため、民間の意欲と地方の自主性が存分に発揮されるよう、構造改革への取組をより推進するとともに、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図ることが求められている。こうした中、日本政策投資銀行は、政策要請に対する適切かつ機動的な対応を旨とし、地域再生、環境対策や生活基盤の充実、技術振興等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
2. こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)や経済財政諮問会議の議論等に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

II. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

1. 経済活力創造

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、新技術開発、新規事業の育成及び事業再構築・再生支援等の円滑な促進等を図ることとする。

2. 豊かな生活創造

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワークの整備の推進等のため、環境配慮型経営の促進、リサイクルの促進、安全で暮らしやすい社会の実現に向けた施策等に取り組むこととする。

3. 自立型地域創造

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、地域再生、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応する。

III. 業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用するとともに、金融手法の多様化に努める。融資条件については、民間に準拠したリスク見合いの金利設定を堅持するとともに、民業補完を徹底する観点から、事業の性格を踏まえつつ期間・融資比率の設定を行う。

2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨等を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、多様な資金調達や、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を含め、厳格なALM・リスク管理を行うことにより、引き続き財務の健全性の確保に十分努めることとする。

4. 適切なディスクロージャーへの取組

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部監査の充実に努め、迅速な開示を行うこと等、引き続き適切なディスクロージャーに取り組むとともに、情報公開法への適切な対応を行うこととする。

5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融資案件について個別案件評価を実施するとともに、投融資制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させるとともに、引き続き評価の仕組みの充実に努めることとする。

6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

【総括的な評価及び今後への課題と期待】

平成14～16年度の同行の業務については、中期政策方針に則り実施されたものと認められる。特に、同行は、事業再生、新産業の育成、環境保全や地域活性化などといった政策金融に対するニーズを的確に捉え、プロジェクトファイナンスやファンド等の新たな金融手法も活用しながら、機動的に対応することを通じ、経済活性化に向けた我が国の経済社会の再構築に、一定の寄与を果たしたと認められる。

こうした同行の業務運営は、国の経済運営に関する諸方針を踏まえたものであり、かつ、民業補完の徹底やリスクの高い業務への特化などを規定した「特殊法人等整理合理化計画」等に沿った形で行なわれたものであると認められる。

今後も、現下の政策課題に適切かつ機動的に対応するとともに、同行の持つナレッジバンク機能も活かしつつ、我が国の将来の経済社会のあり方を見据えた取り組みを着実に進め、我が国経済社会政策への金融上の寄与を果たしていくことを期待する。

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

同行は、政策金融機関として、政策的な意義は高いものの、期間リスク、事業リスク、信用リスク等の点から民間金融機関のみでは資金供給が困難な事業に対して、投融資を行なっている。現行の中期政策方針においては、経済活力創造、豊かな生活創造、自立型地域創造の3分野に主眼を置くことが規定されている。

また、ノウハウの蓄積・有効活用により事業の円滑な推進に寄与することや、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行なうこと等、「ナレッジバンク」機能の適切な発揮についても、同中期政策方針の中で規定されている。

なお、同中期政策方針においては、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対し、適切かつ機動的に対応することが特記されている。

○経済活力創造

我が国経済の構造改革を進める上での課題の一つである過剰債務の解消に向け、DIPファイナンス¹や事業再生ファンド²への出資等を通じ、セーフティネット機能を発揮したほか、ベンチャー・中堅企業等の支援を通じた新産業の創造や対日投資の促進など、産業活性化に向けた我が国の政策に沿った、多様な取り組みを行ったことを評価する。

当分野においては、リスク評価が困難で、機動性も求められる業務が多いことから、今後も同行が、リスク評価手法の充実を進めながら、民業を補完する役割を果たし、中長期に亘る経済社会の活力の向上及び持続的発展に貢献していくことが必要である。

○豊かな生活創造

従来からの循環型社会形成、省エネ、温暖化防止への取り組みの継続に加え、近年も環境スコアリング制度³を導入・活用するなど、同行が環境分野において画期的かつ先進的な取り組みを積極的に行い、金融業務を通じた持続可能な経済・社会の構築に向けて、我が国金融業界を先導してきたことを評価する。

ただし、依然として環境分野には課題が山積しているほか、豊かな国民生活の実現に向けては、エネルギーの確保や交通・物流などのネットワーク整備、福祉・高齢化対策などへの対応も引き続き重要であり、同行の特性を活かした支援を期待する。

○自立型地域創造

地域再生については、リレーションシップ・バンキング⁴機能の強化支援を行ないつつ地域の特色ある産業を支援し、都市再生については、プロジェクトファイナンスの手法やメザニンファンド⁵を活用しつつ、都市基盤の整備に寄与するなど、民間金融機関と協調して自立型の地域創造に向けて取り組んだ点を評価する。

今後、官民連携のつなぎ役として、PFIやPPP⁶の推進や地域社会基盤の整備にさらに努めるとともに、地域の自主性・特性を尊重しつつ、同行自らも主体的に地域経済の自立的発展に寄与していくことが重要である。

○緊急時の政策的要請への対応

事業再生を円滑に進めるためのセーフティネットとして、DIPファイナンスや事業再生ファンドへの出資等を行ったほか、民間金融機関の資金供給機能の確保に寄与するCLO⁷など、従来にない新たな取り組みを迅速に行い、金融・資本市場の機能の安定化に寄与したことを評価する。

○「ナレッジバンク」機能の適切な発揮

新しい金融手法の開発・活用に積極的に取り組み、新たな金融市場の創造に貢献したほか、同行のこれまでの経験・実績をもとに、幅広い分野で積極的に情報の生産・発信を行ったことを評価する。

今後も民間金融機関と連携しながら、政策金融機関という立場を活かし、金融市場の発展・活性化や、官民の橋渡しに貢献すると同時に、自らもその課程で多くの経験を積み、さらにナレッジバンク機能を強化していくことが重要である。

2. 業務に関する重要事項

○民業補完の徹底

融資対象事業の縮減やリスクの高い業務への積極的な対応、融資規模・残高の圧縮など、「特殊法人等整理合理化計画」等の政府方針に沿った対応がなされたことに加え、近年、民間金融機関との調整が

十分に行われ、民業補完に徹した業務運営がなされるようになった点を高く評価する。

今後も、先進的金融手法の活用を交えつつ、案件の性格に応じた、きめ細やかかつメリハリのある民業補完を行っていくことが必要である。

○業務の合理化・運営の効率化

時々に変化する政策ニーズを捉えた出融資事業を新設する一方で、新設事業数を大きく上回る事業廃止を行うなど、業務の合理化・運営の効率化は着実に進捗していると認められる。

○財務の健全性の保持

市場金利との調和の進捗による基礎的な収支構造の改善、リスク評価・管理手法の充実や債権管理体制の整備の進捗に加え、保守的な引当方針等に鑑みれば、財務の健全性は保持されていると認められる。

今後も、市場からの調達強化や、リスク評価手法の充実、リスク管理の厳格化、ALM管理体制の強化に努めつつ、財務の健全性を引き続き確保していくことが必要である。

○ディスクロージャーの充実

財務面では、監査法人の監査証明を受けた民間基準財務諸表やリスク管理債権等に加え、自主的に第三セクターへの融資情報も開示しているほか、情報公開法への体制整備、見易さを重視したホームページの改訂やいわゆる「環境報告書」の発行など、ディスクロージャーの充実が進捗していると認められる。

○政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価の仕組みや内容の高度化を進め、評価結果を投融資制度の改善に結びつけるという一連の業務サイクルを完成させたことに加え、読み易さを意識した報告書を取りまとめるなど、先駆的な取り組みを継続して実施した点を評価する。

引き続き、政策金融評価に係る業務サイクルの検証などを通じ、評価の仕組みや内容の充実を図り、業務の一層の改善につなげていくことが望ましい。

○地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

同行が設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営が行なわれていると認められる。

- ※1. 米国において再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession(占有継続債務者))に対する融資のことを指すが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法、会社更生法の手続き申立後、計画認可決定前までの融資を称する。
2. 経済合理的な事業計画に基づいて事業再生等を図る取組に対する投資を行い、株主等の立場から事業計画の円滑な遂行に貢献し、社会的に有用な事業の価値を高めることを目的とするファンド。
3. 企業の環境経営度を評点化し、これを融資条件に反映するもの。評点化に当たっては、業種の特性に応じて複数のバリエーションが用意された環境スクリーニング、中堅企業の利用を促進するための配慮など、様々な仕組みを講じている。
4. 長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル。
5. 従来から銀行が供給してきたローン(「シニアファイナンス」)よりリスクが高い資金を供給するファンド。なお、メザンとは「中2階」の意。
6. Public Private Partnershipの略。社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。狭義では既存事業の民間委託、民営化等を指すが、広義ではPFIも含む。
7. Collateralized Loan Obligationの略。金融機関の有する企業向け貸出債権を証券化したもので、金融機関にとっては、貸出債権のオフバランスの手段となる。

運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	概要
第1回	平成11年12月15日	・日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方 ・政策金融評価の考え方について
第2回	平成12年2月10日	・平成12年度投融資計画について ・「経済活力創造」への取り組み－経済構造改革・新技術開発－
第3回	平成12年4月28日	・「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策
第4回	平成12年7月3日	・平成11年度決算概況 ・「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み
第5回	平成12年9月12日	・平成13年度概算要求について ・情報通信分野における政策銀行の取り組み～ケーブルテレビ事業を事例として～
第6回	平成13年2月15日	・平成13年度投融資計画について ・「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取り組み ・中期政策方針の実施状況にかかる検討について（経過説明）
第7回	平成13年4月19日	・我が国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について
第8回	平成13年7月2日	・平成12年度決算概況 ・「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み
第9回	平成13年9月3日	・平成14年度概算要求 ・中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況に関する検討報告の取りまとめについて
第10回	平成13年12月3日	・平成13年度補正予算における対応について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書について ・政策銀行の社会環境問題への取り組み
第11回	平成14年4月15日	・第2期中期政策方針について ・今後の運営評議員会の進め方について ・国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について
第12回	平成14年7月15日	・平成13年度決算について ・ALM・リスク管理について ・資産査定とリスク管理債権等について
第13回	平成14年10月4日	・平成15年度概算要求について ・平成14年度日本政策投資銀行政策金融評価報告について ・「都市再生」への取り組みについて
第14回	平成15年2月18日	・平成15年度投融資計画について ・プロジェクトファイナンスをめぐる新しい動き ・事業再生への取り組みについて
第15回	平成15年5月15日	・情報公開法施行への対応状況 ・環境問題への取り組みについて
第16回	平成15年9月10日	・平成14年度決算について ・平成16年度概算要求について ・対日投資促進業務への取り組みについて
第17回	平成15年12月3日	・平成15年度政策金融評価報告について ・PFIへの取り組み状況について
第18回	平成16年2月3日	・平成16年度投融資計画について ・平成15年度上半期決算について ・地域再生に向けた取り組みについて
第19回	平成16年6月2日	・地上テレビ放送の現状とデジタル化への対応について ・国際協力業務への取り組みについて
第20回	平成16年8月31日	・平成15年度決算について ・平成17年度概算要求について ・新産業創造への取り組みについて
第21回	平成16年11月5日	・平成16年度政策金融評価報告について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の内容について
第22回	平成16年12月15日	・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の取りまとめについて ・地域づくり活動中期ビジョン（案）について
第23回	平成17年4月18日	・第3期中期政策方針について ・17年度投融資計画について ・エネルギー・セキュリティ対策への取り組みについて

平成16年度政策金融評価報告書の概要

1. 平成16年度版の特徴

政策金融評価報告書は、前年度の個別案件評価及びこれを踏まえた当年度の投融資制度評価等、直近1年間の評価の実施状況をまとめた報告書で、毎年度作成・公表している。平成16年度版の特徴は以下の通り。

15年度的全投融資案件について投融資時点において実施した評価（個別案件事前評価）では、事業再生や緊急時対応等の案件により、雇用効果の見込みが引き続き高水準となった。また、引き続き政策効果の多面的な把握に努めている。一方、13年度にプロジェクトが完成した全投融資案件を対象とする事後的な評価（個別案件事後評価）では9割超の案件で十分な効果が発現したことが確認された。

以上を踏まえ、全122事業からなる投融資制度が有効に機能しているか否かを検証（投融資制度評価）した結果、15事業で「重点的見直し」、4事業で「抜本的見直し」が必要との評価となり、これを予算要求等に反映させた。さらに特定案件・分野の詳細評価（プロジェクト評価）として非金融的業務分野であるM&Aアドバイザー業務の評価にも取り組んだ。

また、16年度は現行の中期政策方針（平成14～16年度）の最終年度を迎え、平成14年度以降の投融資制度評価のレビューも行った。「見直し」評価と制度改廃等の状況を分析し、マネジメント・サイクルの機能等を検証のうえ、投融資制度評価の今後の課題も考察した。同時に、評価制度の中期的な方向性を評価機能の一層の向上等の観点から検討した。

以上の評価については、政策金融評価検討委員会（政策評価などに知見を有する学者から構成）や運営評議員会（日本政策投資銀行法に基づく外部評価機関）のご意見を踏まえ、改善を重ねている。また、今回の報告書に対し、政策金融評価検討委員会委員である山本清国立大学財務・経営センター教授から、投融資制度の改廃に着実な成果を上げ、中長期的な方向性を模索する姿勢等につき評価するとともに、今後の課題について指摘した第三者意見書を頂戴している。

2. 個別案件評価の集計結果

(1) 事前評価

・個々の投融資案件について、対象事業の政策性（投融資の対象事業がもたらす政策効果）、投融資の役割（対象事業の誘導・促進にあたり、当行の投融資が果たす役割）を評価。15年度投融資案件に係る投融資時の評価（事前評価）を集計した結果を報告。

	15年度	総 額	備 考
件 数	762件	－	工事期間が複数年度にわたる対象事業も多いため、15年度分と総額を表示（①、②の数値は、総額ベースでの効果）。対象事業費は、投融資によりその推進を支援したプロジェクトの事業費。
投 融 資 額	1兆2千億円	3兆3千億円	
対象事業費	4兆2千億円	10兆2千億円	

① 対象事業による雇用機会の確保と経済活動の拡大

対象事業による雇用機会確保	8万3千人	対象事業者の従業員数・売上高は対象事業実施後の想定値。雇用機会確保は、雇用増と雇用維持の合計。対象事業単位での把握を原則とするが、DIPファイナンス、緊急時対応融資など、企業全体に関わる投融資案件については、全従業員を計上したケースもある。
(参考) 対象事業者の従業員数	27万人	
対象事業による売上増	2兆1千億円	
(参考) 対象事業者の年間売上高	23兆円	

② 対象事業の政策性(集計結果の例示)

事業の内容	主な政策効果の内容
事業再生	DIPファイナンスや事業再生ファンド等への出資を通じ、司法プロセス等にある企業の再建支援を通じて、経済社会的に有用な事業・産業の再生を推進することで、地域経済の安定や金融再生と事業再生の一体的解決に寄与 → 14万人の雇用確保 → 年商1.6兆円分の事業の保全
新産業創出・活性化	ITやバイオ、医療、環境等の分野において高度／独自の技術・ノウハウを有するベンチャー企業や中堅企業等の行う事業等を支援し、我が国新産業の創出・活性化を推進 → 対象企業53社(対象事業費総額141億円)による新事業の創出等
地域再生支援	地域の活力を創造するプロジェクトや、地域特性、地域毎の発展の方向性等を活用・伸長するプロジェクトを推進することで、地域産業の活性化・雇用機会の確保に貢献 → 年間増収効果:7,900億円 → 雇用機会の確保:1万人
環境対策	古紙、ペットボトル、廃家電等の再使用・再資源化等に資する施設の整備促進等により、循環型社会の形成と環境負荷の低減に貢献 → 年間再資源化量:48万 ^ト 増

③ 投融資の役割

- ・当行は、社会的有用性の高いプロジェクトに対し、良質な資金の供給等を通じて、その事業性を高め、プロジェクトの円滑な実施を誘導・促進することを役割としている。
- ・ここでは、当行の投融資が、プロジェクトを誘導・促進するうえで果たす金融面での役割を類型化し、把握を試みた(以下の%表示は15年度事前評価対象762件に占める件数ベースの構成比。複数選択可)。

(金融市場の機能の補完)

- ・金融市場の制約により、事業者が必要とする資金を質的・量的に十分に確保できない場合、当行がこれを供給することで政策的意義のあるプロジェクトの事業性を高める役割。

期間補完	68%	投資回収に長期を要する事業への長期・固定資金の供給
事業リスク補完	29%	リスクの高いもしくは定量的把握が困難な事業への資金供給
安定資金性	34%	長期にわたる計画的投資を行う事業等への安定的な資金供給
緊急時対応	2%	緊急時における十分な資金供給

(情報機能の活用)

- ・事業者に関する信頼できる情報が不足していることが資金調達の際の障害になっている場合、当行が、中立・公平な立場から十分な審査や情報発信等を積極的に行うことで、政策的意義のあるプロジェクトの事業性を高める役割。
- ・先進的金融手法の活用、事業形成支援を中心に、情報機能の発揮の重要性が引き続き増している。

信用リスク評価	18%	当行の審査機能の活用による適切な信用リスク評価
先進的金融手法の活用	13%	当行が先行的に蓄積した新しい金融手法の活用によるリスクの適切なコントロール
事業形成支援	6%	ノウハウを有する公的機関としての事業形成への知的支援
情報発信	2%	審査を通じた対応策やその他調査情報の提供

(2) 事後評価

- ・過去に個別案件事前評価を実施した投融資案件のうち、原則として平成15年度が完成後2年目に該当する案件を対象として、対象事業の政策性(投融資の対象事業がもたらす政策効果)、投融資の役割(対象事業の実施に際し、当行の投融資が果たした役割)について当初見込んだ成果が得られたか否かを事後的に検証し、3段階にて評価した。

	対 象	備 考
件 数	719件	対象とした案件は、現行の政策金融評価システムが導入された平成12年度以降に投融資を実行し、13年度に対象事業が完成、15年度が完成後2年目に該当する案件である。ただし、完成後2年目を迎える前に完済となったアーリーDIP等は2年目を待たずに事後評価を実施している。
投 資 額	1兆1千億円	
対象事業費	4兆円	

3段階評価の結果(719件に占める割合)

	◎	○	△	合計
投融資制度に基づく政策効果	6%	85%	9%	100%
経済社会的効果	7%	84%	9%	100%
投融資の役割	7%	87%	6%	100%

なお、3段階評価の基準は次の通り。

- ◎：有効性・成果が非常に高い
- ：有効性・成果が満足できる
- △：有効性・成果に不満な点がある

3. 投融資制度評価

- ・個別案件評価から得られた情報等に基づき、当行の全投融資制度について、個別制度毎に評価。

① 評価の視点

- ・政策目的の妥当性(投融資制度の前提となる政策目的が引き続き存在するか)、政策金融の必要性(引き続き政策金融による関与が必要か)、投融資制度の有効性(当初想定された政策目的に基づき、投融資制度が有効に機能しているか)、の3つの視点から評価を行い、企画立案(Plan)に反映すべき事項を明確化。

② 評価結果

- ・細分化した投融資制度(122事業)毎に評価結果を類型化した結果を集計。

・政策目的の妥当性：

16事業において政策の重要性・緊急性が高まっており、2事業で政策の重点が変化しているが、他の104事業では政策の重要性・緊急性が継続している。

	政策の重要性・ 緊急性が高まっ ている	政策の重要性・ 緊急性が継続し ている	政策の重点が変化 している	政策の方向性が転 換、あるいは目的 が達成された	合計
該当事業数	16	104	2	0	122

・政策金融の必要性：

9事業において政策金融による関与の必要性が高まっており、2事業で関与の必要性が減少あるいは関与を要する対象が変化しているが、他の111事業では関与の必要性が継続している。

	政策金融による関 与の必要性が高ま っている	関与の必要性が 継続	関与の必要性が減 少あるいは関与を 要する対象が変化 している	関与の必要性が 認められない	合計
該当事業数	9	111	2	0	122

・投融資制度の有効性：

8事業において投融資制度が有効には機能しておらず、10事業についても十分有効には機能していないが、他の104事業では有効に機能している。

	有効に機能	十分有効には機能していない	有効に機能していない	合計
該当事業数	104	10	8	122

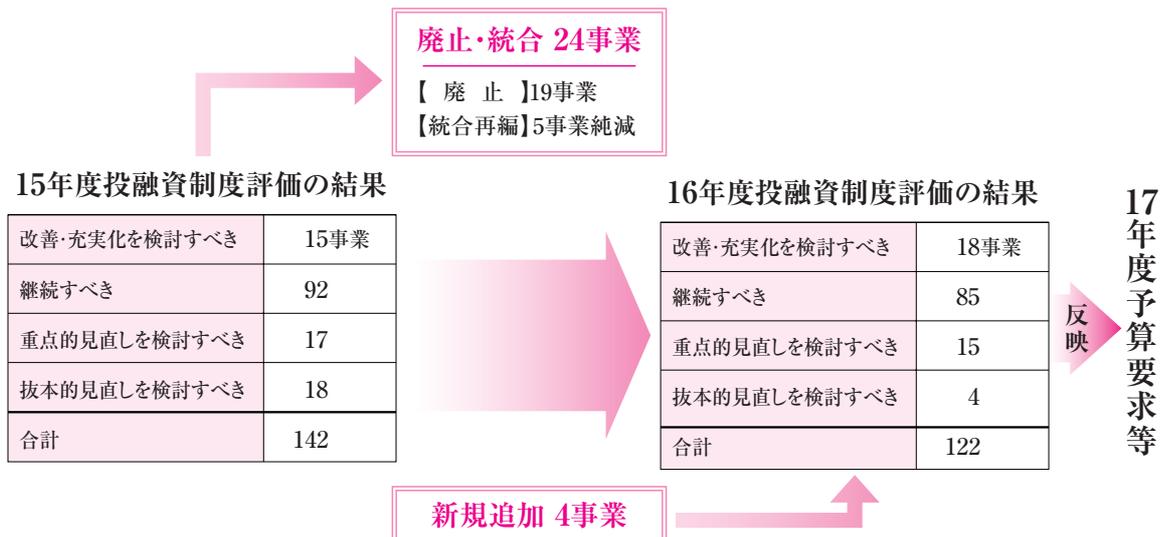
・企画立案への反映を検討すべき事項：

政策目的の実現に向けて投融資制度が有効に機能するよう、18事業で要件や運用の拡充等の検討が必要。また、15事業で要件や運用の重点の見直しの検討が必要であり、4事業については、投融資制度の抜本的な見直しが必要だが、他の85事業では投融資制度の継続が適当である。

	投融資制度の要件や運用の改善あるいは充実化を検討すべき	投融資制度の継続が適当	投融資制度の要件や運用の重点の見直しを検討すべき	投融資制度を抜本的に見直すことを検討すべき	合計
該当事業数	18	85	15	4	122

③ 評価結果の制度の改善への反映

- ・投融資制度評価結果は、企画立案への反映を検討すべき事項として抽出され、最終的に予算要求等を通じて制度の改善に反映される。
- ・15年度に行われた投融資制度評価では、35事業について何らかの見直しを検討すべきとの評価が下され、16年度予算要求等を経て、結果的に24事業が廃止・統合された。
- ・16年度に行われた投融資制度評価では、19事業について何らかの見直しを検討すべきとの評価が下された一方、18事業については改善・充実化を検討すべきとの評価となり、17年度予算要求等に反映された。



④ 投融資制度評価の3年間を振り返って

全個別制度を対象とする評価を開始して、16年度で3年目を迎えたことから、投融資制度のマネジメント・サイクルの軌跡を振り返り、評価の有効性や課題について考察した。

・マネジメント・サイクルの検証

14、15年度の2年間で、50の事業について、制度の企画立案上、見直しを検討すべきことが指摘された。14年度の評価対象が145事業、15年度に新設された制度が8事業であるから、約3分の1の制度が「見直し」評価を経験したことになる。「見直し」評価を経験した50事業のうち、既に22事業が廃止された一方、13事業は制度設計や運用面の対応により「改善・充実化」もしくは「継続」評価に格上げとなっており、1、2年の間に7割の事業が「見直し」評価プールを離れたことなどを踏まえれば、評価→制度の見直し→評価、という投融資制度のマネジメント・サイクルは一定の役割を果たしているといえる。

・評価の有効性と課題

評価対象事業のうち「見直し」を指摘した事業の割合は14、15年度の25%程度から、16年度は15%程度に低下した。投融資制度評価導入後のマネジメント・サイクルが有効に機能し、投融資制度の質が格段に向上したことが背景にある。今後、政策課題や経済社会環境の変化が一層速まるなかでは、投融資制度評価に、ネガティブ・チェック以上の役割が求められる可能性があることも念頭に置いて、さらなる進化の方向性を模索する姿勢も必要になる。

4. プロジェクト評価(特定案件・分野等の詳細評価)

平成15年度はM&Aアドバイザー業務の評価を実施。特定の業務分野に関する評価として初の案件であるとともに、非資金的なサポート業務を初めて評価対象とした点に特徴がある。

① 評価結果

M&Aの経済・政策効果に関しマイクロ経済学のフレームワークによる整理を行った上で、当行がM&Aアドバイザー業務を行う意義について、ケーススタディを交えて検証した。

② 本件プロジェクト評価から得たもの

報告書の成果に基づきM&Aアドバイザー業務に対する個別案件評価を開始し、投融資附帯業務におけるマネジメント・サイクル導入の第一歩とした。また、定量的評価の適用が難しい分野について、評価視点の理論的整理とケーススタディの効果的な利用を通じた定性評価の方法論を確立した。

5. 評価制度の中期的な方向性に関する検討

本行の評価システムは、導入当初に想定していた機能の整備を15年度に終え、安定運用を開始した。この評価システムは、単に形式を整えただけでなく、業務運営や投融資制度の健全、アカウントビリティの確保のため、有効に機能している。このように「導入・定着」から「活用・改善」の段階に至った評価システムが、業務改善、アカウントビリティ確保という2つの大きな使命をよりよく果たすため、困難や制約は予想されるものの、中長期的に模索すべき方向性を検討した。

① 評価機能の一層の向上の観点

・個別案件事後評価

対象事業の特性によっては、現行の事後評価に加え、一定期間経過後のフォローアップなど複線的な評価プロセスの導入を検討。

・投融資制度評価

現行の評価は既存の個別制度の網羅的評価に重点を置いているが、加えて、制度体系の適切性等に関する評価機能の活用を検討。

② 評価結果のより適切な記述

・個別案件事後評価

3段階評価のロジックのより具体的な記述を検討。

・投融資制度評価

制度のより肌理細かい改善の方向等を記述する評価類型の導入を検討。

(注) 平成16年度政策金融評価報告書の全文は当行ホームページからダウンロードできます。

<http://www.dbj.go.jp/japanese/about/estimate/h16.html>

平成17年3月31日
日本政策投資銀行
総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成17年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)における投融資指針を以下のとおり定める。

【第1】総則

1. 貸付け等の基本方針

本行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、本行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向(社債市場および民間金融機関貸出金利等)を勘案して、次の区分に従い、本行がこれを定める。

(1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

(2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

(3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する本行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

(1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内で、民間金融機関との協調融資を行うものとする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率

の上限は、原則として30%以内とし、長期資金の調達力の高い企業(社債格付けがダブルA又はシングルAの企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として40%以内^(注)とする。

(注)但し、民間金融機関等の要請がある場合や、公共性が特に高い場合等については、例外的に融資比率の弾力的な運用を可能とする。

(2) 債務の保証

債務の保証の限度額は貸付け等と併せて、原則として対象事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に取り扱うこととする。

5. 出資

(1) 出資の対象事業

- ① 政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には個別制度毎に記載する。
- ② ①の他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。
- ③ 政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。
- ④ 民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。
- ⑤ 当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

(2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

大項目	中項目	小項目	細項目
地域再生支援	地域経済振興	地域経済振興	①地域経済振興
	地域社会基盤整備	地域社会基盤整備	①地域社会基盤整備
	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	①広域ネットワーク整備
環境対策・生活基盤	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	①地球環境対策
			②環境配慮型社会形成促進
		生活基盤	①資源開発・供給機能整備
			②原子力開発
			③防災対策
			④福祉・高齢化対策
技術・経済活力創造	先端技術・経済活性化	先端技術・経済活性化	①先端技術・経済活性化
			②新技術開発等
	経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	①経済社会基盤整備

(その他) 地域再生低利融資
社会資本整備促進融資(経過措置)

投融資制度について

■ 地域再生支援

地域経済振興

	項 目	対 象 事 業	政 策 目 的
地域経済振興	地域経済振興	●地域再生基本指針に基づく事業	●産業施設の立地促進、地域毎の特性を活用・伸長する事業の実施、都市施設の整備、中心市街地の活性化に資する事業の促進、住民交流施設の整備、景観・歴史的建造物の整備、文化関連施設の整備、民間事業者の能力の活用による経済社会基盤の充実に資する特定施設の整備、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の整備、駐車場等の道路関連施設の整備、地域冷暖房施設の整備、地域の情報化の推進等により、地域経済の活性化及び地域の効用の創造等に資することを目的とする。
		●地域再生計画に基づく事業	●地域の地理的・自然的特性、文化的所産等を踏まえ、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みとして、各地方公共団体が作成し、地域再生本部の認定を受けた地域再生計画に合致する事業を支援することにより、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を図ることを目的とする。
		●地域産業集積・雇用開発促進事業	●基盤的技術産業集積の活性化、産業施設の立地促進、都市施設・宿泊施設の整備、寒冷地の気候に対応した技術や地域資源を活用した事業の創出、寒冷地における交流施設の整備、企業立地の促進、大規模基地関連施設の整備、地域毎の特性を活用・伸長する事業の実施等により、地域産業・地域経済の振興、都市機能や地域開発の向上・促進、特定地域への過度の集中の是正、寒冷地の産業活動の活性化、雇用機会の確保・増大、地域の自立的かつ特色ある発展を図ることを目的とする。

地域社会基盤整備

	項 目	対 象 事 業	政 策 目 的
地域社会基盤整備	地域社会基盤整備	●行政サービスのアウトソーシングの促進に資する事業	●民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進を図ることにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備・活用し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
		●地域街づくり・地域社会資本整備事業	●市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、住民交流施設の整備、景観・歴史的建造物の整備、文化関連施設の整備、民間事業者の能力の活用による経済社会基盤の充実に資する特定施設の整備、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の整備、駐車場等の道路関連施設の整備、地域冷暖房施設の整備、地域の情報化の推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の高度化、防災性能の向上、質の高い都市・生活環境の整備、地域住民の交通基盤の整備と快適かつ安全な輸送の確保、地域特性にあった高効率熱利用の促進による環境負荷の低減等を図ることを目的とする。

広域ネットワーク整備

	項 目	対 象 事 業	政 策 目 的
広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	●広域ネットワーク整備事業	●大都市圏並びに都市間交通における国民の生活基盤である鉄軌道事業の整備、航空輸送の拠点となる空港施設の整備や航空機の安全運行整備に資する事業の促進、物流拠点の確保及び物流機能の高度化、外航海運事業の基盤整備、情報通信インフラの整備、放送デジタル化の推進、高度な情報システムの開発・導入の促進等により、快適かつ安全な鉄道・航空輸送等による基幹交通網の整備、物流に係るサービスの向上及びコストの削減、貿易物資の安定的な供給の確保、食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給、高度情報通信ネットワーク社会の形成、高度情報化社会の構築等を図ることを目的とする。

■ 環境対策・生活基盤

環境・エネルギー・防災・福祉対策

	項 目	対 象 事 業	政 策 目 的
環境対策	地球環境対策	●地球環境対策事業	●省エネルギー対策の推進事業、新エネルギー・自然エネルギー開発、環境対策を講じた建築物の整備、液化ガス発電の高効率化ならびに天然ガス導入の促進等により、地球レベルでの環境の保全に資することを目的とする。
		●オゾン層保護対策事業	●オゾン層保護対策に資する事業の推進により、地球環境の保全を図ることを目的とする。
		●京都議定書目標達成促進事業	●地球温暖化対策の促進に向け、温室効果ガスの排出抑制に資する事業、省エネルギー対策の推進事業、新エネルギー・自然エネルギー開発、環境対策を講じた建築物の整備、液化ガス発電の高効率化ならびに天然ガス導入の促進等により、地球環境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全、環境負荷低減型エネルギー供給構造の構築等を図ることを目的とする。
	環境配慮型社会形成促進	●京都メカニズム活用事業促進事業	●京都メカニズムの活用により、地球環境の保全を図ることを目的とする。
		●環境配慮型社会形成促進事業	●既存ストックの有効活用、公害防止に資する事業等、環境配慮型社会形成に資する事業を促進することにより、生活レベルでの環境の保全を図ることを目的とする。
生活基盤	資源開発・供給機能整備	●生活環境整備促進事業	●廃棄物の発生抑制、使用済み製品の再使用・再資源化、既存ストックの有効活用、廃棄物の適正な処理、公害防止に資する事業を促進することにより、循環型社会の形成、環境負担の低減、生活環境の整備を図ることを目的とする。
	原子力開発	●環境配慮型社会基盤整備事業	●化学物質の自主的な管理改善、環境面に配慮した石油の生産・供給機能の整備を促進することにより、環境保全を図ることを目的とする。
	防災対策	●環境配慮型経営促進事業	●企業の環境に配慮した取組を支援することにより、環境配慮型の産業基盤整備を図ることを目的とする。
		●資源開発・供給機能整備	●我が国の自主的資源開発、石油等の備蓄の機能整備を促進することにより、エネルギーの安定供給等を図ることを目的とする。
	福祉・高齢化対策	●原子力開発	●原子力発電及び核燃料リサイクル事業の促進により、経済成長、エネルギー・セキュリティの確保、地球温暖化対策等の環境保全を図ることを目的とする。
	●防災対策	●建築物やライフライン等に対して防災対策等を施すことにより、災害に強い都市の形成を図ることを目的とする。	
		●福祉・高齢化対策	●高齢者・身体障害者による一般社会生活への参加を容易にすることにより、国民福祉の向上を図ることを目的とする。

■ 技術・経済活力創造

先端技術・経済活性化

	項目	対象事業	政策目的
先端技術・経済活性化	先端技術・経済活性化	●経済社会的有用事業 資金調達円滑化支援等	●金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、リスクコントロールの新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援、特殊会社等の完全民営化の促進を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
		●新産業創出・活性化事業	●ベンチャー企業・中堅企業等の行う事業及び知的財産やコンテンツの有効活用を支援する事業を促進することにより、我が国新産業の創出・活性化の推進、良質な雇用の確保、経済活力の維持を図ることを目的とする。
	新技術開発等	●新技術開発事業	●民間企業の研究開発・技術開発活動を活性化させることにより、我が国の科学技術の進歩及び経済活力の維持向上を図ることを目的とする。

経済社会基盤整備

	項目	対象事業	政策目的
経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	●事業再生支援事業	●司法プロセス、私的整理を通じて、経済社会的に有用な事業の再生を支援することにより、経済の持続的な発展を図ることを目的とする。
		●安全対策支援等	●喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業やセキュリティ対策事業、製品に対する信用向上システムの整備を行うことにより、国民生活の安全性の向上や我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
		●経済構造改革支援事業	●規制緩和分野における新規参入の促進、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入の支援、外国企業や外資系企業の対日直接投資を促進することにより、規制緩和効果(消費者の選択機会の増大、雇用の確保、競争原理の導入等による企業活動の効率化等)の増大、我が国産業の活力の再生及び事業者側の新陳代謝の活性化による経済構造改革の加速化、良好な対外経済関係の形成等、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

私たちは、日本政策投資銀行法に明記された「経済社会の持続的発展」への寄与という使命にもとづき、国連環境計画 (UNEP) 金融機関声明にもとづき、次の業務活動を通じて、環境に配慮した経済社会の形成に貢献します。

1. 投融資業務を通じた環境対策の推進

政策金融機関として、我が国の環境政策を踏まえ、環境対策事業を支援します。

- 循環型社会形成や地球環境対策等を促進するプロジェクトへの長期資金の供給
- 個別案件や投融資制度の評価にもとづく、投融資業務の継続的・質的改善
- 投融資業務にともない発生する環境面でのリスクの評価

2. 環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

知的貢献や情報受発信などの「ナレッジバンク」機能の発揮により、環境意識の向上や課題解決に貢献します。

- 環境問題についての継続的な調査研究、幅広い提言
- 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じた国際協力の展開
- 環境方針を含めた私たちの環境への取り組みについての情報受発信

3. オフィスにおける環境配慮活動の推進

業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境法規制を遵守し、環境に配慮した活動を推進します。

- 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進
- 環境汚染の予防

以上について、目標の達成、継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを推進するとともに、本行で働くまたは本行のために働くすべての人に環境方針を周知し、環境意識の向上に努めます。

平成17年4月28日

日本政策投資銀行

総裁 小村 武

当行は、お取引先さま等からお預かりした個人に関する情報を、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律を遵守の上、以下の通り取扱います。

なお、当行の保有する個人情報の取扱いについてのご意見、苦情等につきましては、日本政策投資銀行個人情報保護窓口までお願い致します。

1. 個人情報を利用する目的

当行は、日本政策投資銀行法に定められた業務を確実にを行うために、お取引先さま等から必要な情報をお預かりし、利用させていただきます。

2. 利用目的による制限

当行がお取引先さま等からお預かりした個人情報は、上記の目的以外には使用いたしません。なお、具体的な利用目的については、当行ホームページ上で公表し、それ以外の利用目的につきましては、それぞれ取得する際に明示いたします。

3. 適正な取得

当行は、お取引先さま等から個人情報をお預かりする場合には、虚偽の目的を伝えたり不正な方法で取得したりすることはありません。

4. 個人情報の内容の管理

当行は、お取引先さま等の個人情報の正確性を確保するよう務め、お取引先さま等にもご協力をお願いしております。

5. 個人情報の安全管理

当行は、お預かりしているお取引先さま等の個人情報が漏洩することがないように、安全管理を講じており、今後も継続的に改善措置を講じてまいります。そのためにお取引先さま等の個人情報を扱う当行役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては守秘義務契約を締結するなど、厳格な取扱いに務めております。

6. 第三者への情報提供

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報については、ご本人さまの同意がある場合や同意が推定できる場合を除いて外部に提供いたしません。ただし、法令等で定められている場合やご本人さまご自身や公共の利益のために必要な場合には提供することがあります。

7. 個人情報の開示

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報について、ご本人さまからその開示請求があった場合には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定められた手続を実施いたします。

8. 個人情報の訂正、利用停止

当行は、お取引先さま等からお預かりしている個人情報のうち法律に定められた手続により開示したものについて、ご本人さまから訂正や利用停止のご依頼があった場合には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定められた手続を実施いたします。



大川 澄人

小村 武

山口 公生

総 裁 小村 武

副総裁 山口 公生

理 事 荒木 幹夫

理 事 鹿島 文行

理 事 多賀 啓二

理 事 松原 文雄

理 事 長岡 久人

理 事 貝塚 啓明

監 事 星 弘行

副総裁 大川 澄人

理 事 乾 文男

理 事 及川 耕造

理 事 深谷 憲一

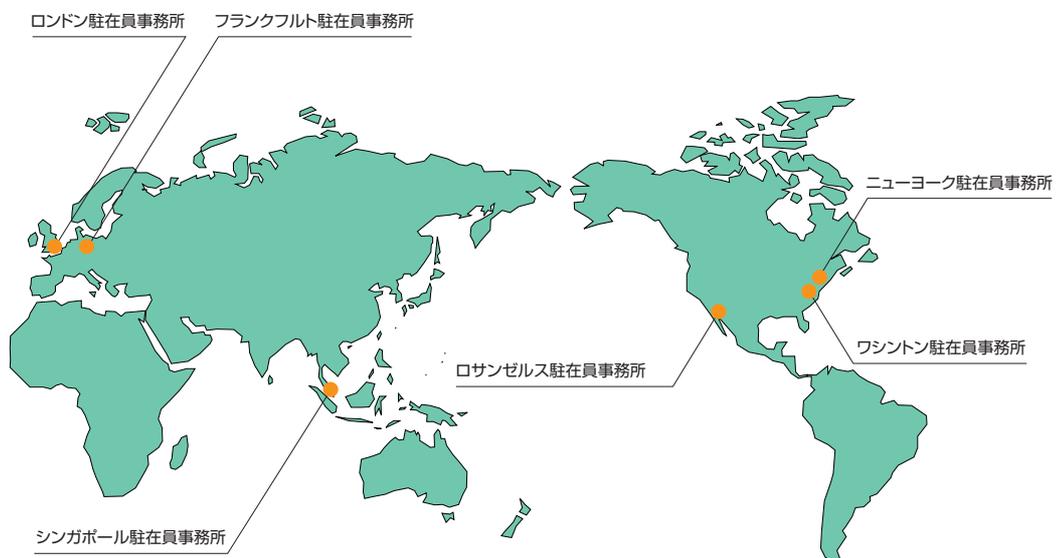
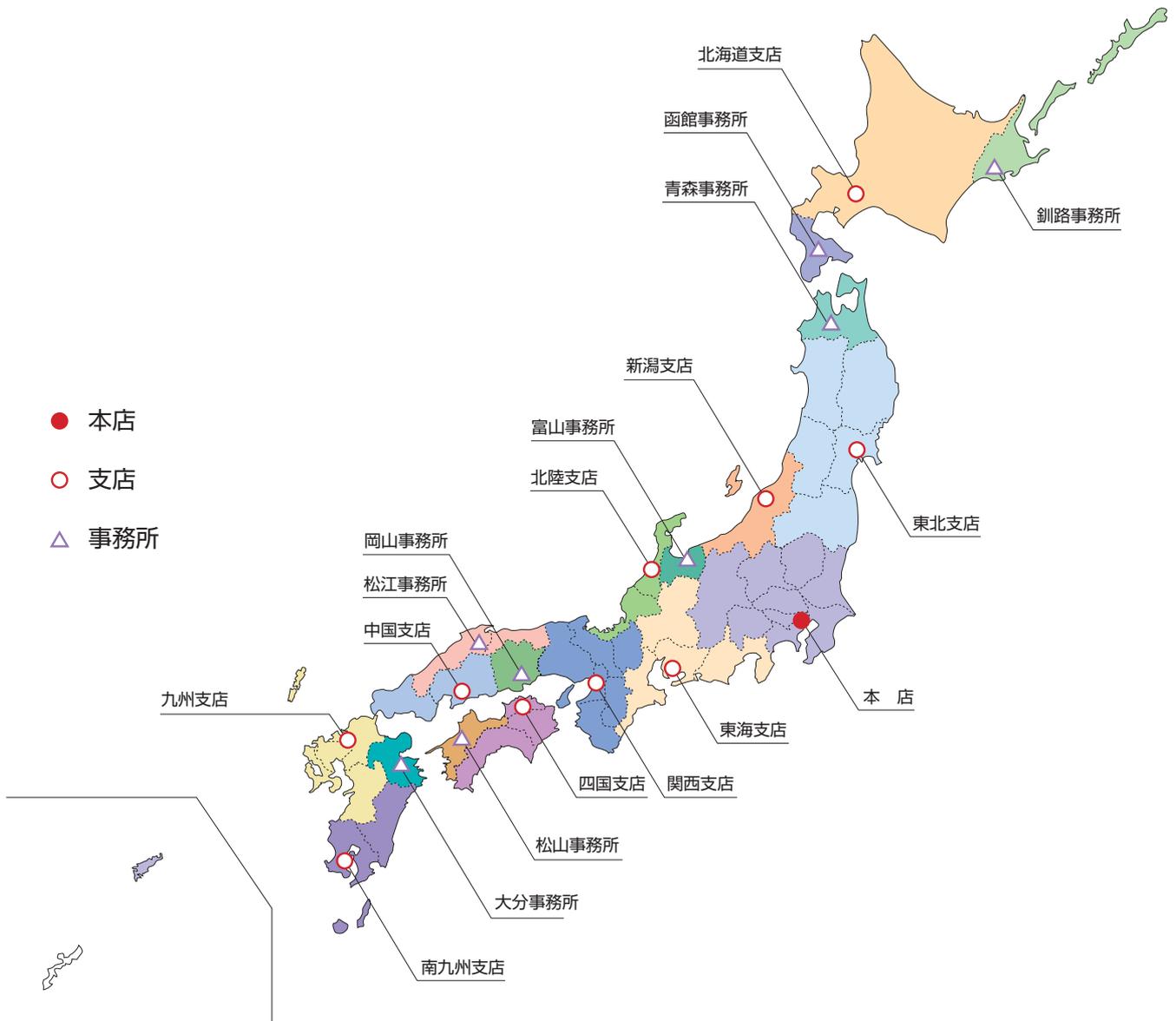
理 事 堀之内 博一

理 事 越智 久男

理 事 北村 歳治

監 事 緒形 秀樹

年	月	事 項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和27年		日本開発銀行、大阪(現関西)、札幌、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和33年	4月	日本開発銀行、ワシントン駐在員事務所を開設
昭和35年		日本開発銀行、高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年		日本開発銀行、広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和36年	10月	日本開発銀行、外貨債券発行開始
昭和37年	4月	日本開発銀行、ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年		日本開発銀行、鹿児島(現南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(資本金規定の整備等)
昭和39年	7月	日本開発銀行、ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年	1月	北海道東北開発公庫、新潟事務所を開設(平成元年7月に支店に昇格)
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正 1) 目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2) 大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和50年	10月	日本開発銀行、フランクフルト駐在員事務所を開設
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1) 研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	日本開発銀行、NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(無利子貸付規定の整備等)
平成元年		日本開発銀行、大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設
平成元年	10月	北海道東北開発公庫、函館、青森の各事務所を開設
平成3年	4月	日本開発銀行法を改正 1) 譲渡方式事業の対象拡大 2) ユーロ円債の発行 3) NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(社会資本整備促進低利融資規定の整備等)
平成3年	10月	日本開発銀行、ロサンゼルス駐在員事務所を開設
平成4年	12月	日本開発銀行法を改正(政府の追加出資についての規定の整備)
平成7年	2月	日本開発銀行、震災復旧融資開始
平成8年	8月	北海道東北開発公庫、代理貸付制度導入
平成9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成9年	12月	日本開発銀行・北海道東北開発公庫、金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1) 設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2) 社債償還資金を対象に追加 3) 公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1) 事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2) 社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ 旧日本開発銀行札幌支店と旧北海道東北開発公庫北海道支店の統合により北海道支店開設 旧日本開発銀行鹿児島事務所が南九州支店に昇格 釧路事務所を開設 シンガポール駐在員事務所を開設
平成13年	9月	財投機関債発行開始
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を一部改正(金融庁による立入検査の導入を追加)



本店 東京

〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番1号
☎03-3244-1900 (総務部)



北海道支店 札幌

〒060-0003
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
(日本生命札幌ビル)
☎011-241-4111 (代表)



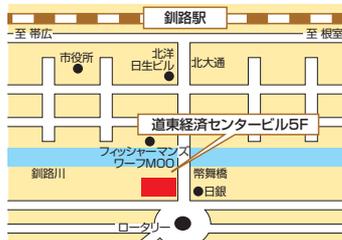
函館事務所 函館

〒040-0063
函館市若松町14番10号
(函館ツインタワー)
☎0138-26-4511 (代表)



釧路事務所 釧路

〒085-0847
釧路市大町1丁目1番1号
(道東経済センタービル)
☎0154-42-3789 (代表)



東北支店 仙台

〒980-0811
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号
(仙台長和ビル)
☎022-227-8181 (代表)



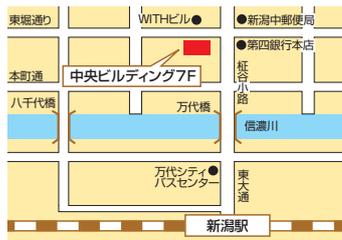
青森事務所 青森

〒030-0822
青森市中央1丁目22番8号
(青森第一生命ビル)
☎017-773-0911 (代表)



新潟支店 新潟

〒951-8066
新潟市東堀前通六番町1058番地1
(中央ビルディング)
☎025-229-0711 (代表)



北陸支店 金沢

〒920-0937
金沢市丸の内4番12号
(金沢中央ビル)
☎076-221-3211 (代表)



富山事務所 富山

〒930-0005
富山市新桜町6番24号
(日本興亜富山ビル)
☎076-442-4711 (代表)



東海支店 名古屋

〒460-0002
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
(キリックス丸の内ビル)
☎052-231-7561 (代表)



関西支店 大阪

〒530-0004
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号
(新ダイヤビル)
☎06-6345-6531 (代表)



中国支店 広島

〒730-0036
広島市中区袋町5番25号
(広島袋町ビルディング)
☎082-247-4311 (代表)



松江事務所 松江

〒690-0887
松江市殿町111番地
(松江センチュリービル)
☎0852-31-3211 (代表)



岡山事務所 岡山

〒700-0821
岡山市中山下1丁目8番45号
(NTTクレド岡山ビル)
☎086-227-4311 (代表)



四国支店 高松

〒760-0050
高松市亀井町5番地の1
(百十四ビル)
☎087-861-6677 (代表)



松山事務所 松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
☎089-921-8211 (代表)



九州支店 福岡

〒810-0001
福岡市中央区天神2丁目12番1号
(天神ビル)
☎092-741-7734 (代表)



大分事務所 大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(明治安田生命大分恒和ビル)
☎097-535-1411 (代表)



南九州支店 鹿児島

〒892-0842
鹿児島市東千石町1番38号
(鹿児島商工会議所ビル)
☎099-226-2666 (代表)



海外

●ワシントン駐在員事務所
1101-17th Street, N.W., Suite 1001,
Washington, D.C. 20036, U.S.A.
☎1-202-331-8696

●ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas,
Suite 830, New York, NY 10020, U.S.A.
☎1-212-221-0708

●ロサンゼルス駐在員事務所
601 South Figueroa Street, Suite 2190,
Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.
☎1-213-362-2980

●ロンドン駐在員事務所
Level 12, City Tower,
40 Basinghall Street, London, EC2V 5DE,
United Kingdom
☎44-20-7638-6210

●フランクフルト駐在員事務所
Frankfurter Buero Center,
Mainzer Landstrasse 46,
60325 Frankfurt am Main,
Federal Republic of Germany
☎49-69-7191760

●シンガポール駐在員事務所
36 Robinson Road, #07-04 City House,
Singapore 068877
☎65-6221-1779

相談センター

●東北
盛岡市 019-624-5880
秋田市 018-866-7676
山形市 023-622-4666

●中国・四国
鳥取市 0857-26-0051
徳島市 088-635-2222
高知市 088-871-6066

●関東・甲信
水戸市 029-300-4601
宇都宮市 028-643-3531
長野市 026-266-7021

(各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認下さい。)

相談室

旭川市 0166-26-9810
苫小牧市 0144-33-5454
北見市 0157-23-4111
八戸市 0178-43-5111
横手市 0182-32-1170
いわき市 0246-25-9151
会津若松市 0242-27-1212
上越市 025-525-1185
新発田市 0254-22-2757

平成17年7月
発行 日本政策投資銀行 総務部(本店)
URL: <http://www.dbj.go.jp/>



日本政策投資銀行
Development Bank of Japan

DBJ

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調に合わせて
経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から
新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。

<http://www.dbj.go.jp/>



この冊子はアメリカ大豆協会認定の
大豆油インキを使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。